

花巻市の人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2及び花巻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年条例第20号)に基づき、花巻市の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

目次

- 1 任免及び人数の状況
 - (1) 採用及び退職の状況
 - (2) 職員定数管理の状況
 - (3) 等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況
 - (4) 一般行政職の級別職員数の状況
 - (5) 採用試験の実施状況
 - (6) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
 - (7) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合
 - (8) 派遣職員の状況
- 2 人事評価の状況
- 3 給与の状況
 - (1) 人件費の状況
 - (2) 給与費の状況
 - (3) 職種別・学歴別初任給及び経験年数別平均給料月額等の状況
 - (4) 平均給料月額と平均年齢の状況
 - (5) ラスパイレス指数の状況
 - (6) 主な職員手当の状況
 - (7) 特別職の報酬などの状況
- 4 勤務時間その他の勤務条件の状況
 - (1) 勤務時間の状況
 - (2) 休憩時間の状況
 - (3) 週休日・休日の状況
 - (4) 休暇の状況
 - (5) 一般職員の年次有給休暇の使用状況
 - (6) 特別休暇の導入状況
 - (7) 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の利用状況
 - (8) 介護休業及び部分休業の取得状況
 - (9) 自己啓発等休業及び修学部分休業の取得状況
 - (10) 配偶者同行休業の取得状況
- 5 分限及び懲戒処分の状況
 - (1) 分限制度の概要及び処分の状況
 - (2) 懲戒制度の概要及び処分の状況
 - (3) 刑事処分者数
- 6 服務の状況
- 7 退職管理の状況
- 8 研修の状況
- 9 福祉及び利益の保護の状況
 - (1) 福利厚生制度の状況
 - (2) 安全衛生管理の状況
 - (3) 公務災害補償の状況
 - (4) 職員の健康管理の状況
 - (5) 勤務条件に関する措置の要求
 - (6) 不利益処分に関する審査請求の状況

1 任免及び人数の状況

(1) 採用及び退職の状況

ア 職員の採用

区 分		採用者数
令和7年度	R7.4.1	36人
	R7.4.2～R8.3.31	0人
	計	36人
令和8年4月1日採用		27人

内 訳	一般行政職	消防職	保育士	その他の職
	22人	5人	6人	3人
	22人	5人	6人	3人
	15人	6人	1人	5人

※国や県との人事交流によるものを含みます。

イ 退職の状況（令和7年度）

退職事由	定年退職	応募認定	普通退職	任期付期間満了	その他	計
人数	0人	5人	21人	4人	7人	37人

※国や県との人事交流によるものを含みます。

ウ 再任用職員の採用状況（令和7年度）

年度	常時勤務	短時間勤務	計
令和8年度	4人	15人	19人
令和7年度	4人	23人	27人
令和6年度	4人	23人	27人

※任期更新者を含みます

(2) 職員定数管理の状況

ア 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

部門			区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
				令和7年	令和8年		
普通会計	一般行政部門	議会	7人	6人	-1人	人員不足による未配置	
		総務・企画	196人	193人	-3人	業務見直し等による減	
		税務	42人	40人	-2人	業務見直しによる減	
		労働	1人	1人	0人		
		農林水産	39人	40人	1人	クマ対応による増	
		商工	27人	26人	-1人	業務見直しによる減	
		土木	67人	66人	-1人	業務見直しによる減	
		民生	139人	135人	-4人	保育園廃園等配置見直しによる減	
		衛生	59人	59人	0人		
	一般行政部門計		577人	566人	-11人		
	教育		110人	108人	-2人	業務見直しによる減	
	消防		144人	146人	2人	人員補充	
	普通会計計		831人	820人	-11人		
会計部門 公営企業等	水道		0人	0人	0人		
	下水道		12人	12人	0人		
	その他		28人	29人	1人	交流職員派遣に伴う人員整理	
	公営企業等会計部門計		40人	41人	1人		
	総合計		871人	861人	-10人		

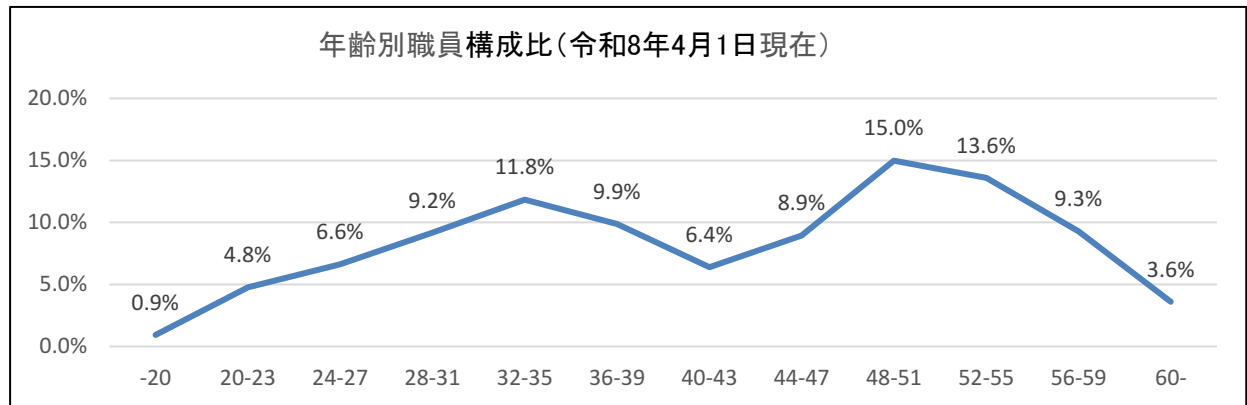
イ 職員数の年次別推移（各年4月1日現在）

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
職員数	905人	894人	898人	892人	888人	871人	861人
対前年増減数	△11人	△11人	4人	△6人	△4人	△17人	△10人

ウ 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）

年度	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
令和8年度	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
構成比	8	41	57	79	102	85	55	77	129	117	80	31	861
	0.9%	4.8%	6.6%	9.2%	11.8%	9.9%	6.4%	8.9%	15.0%	13.6%	9.3%	3.6%	100%
令和7年度	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
構成比	6	41	61	98	97	71	66	93	131	111	76	20	871
	0.7%	4.7%	7.0%	11.3%	11.1%	8.2%	7.6%	10.7%	15.0%	12.7%	8.7%	2.3%	100%

※本表（ア～ウ）の職員数には、市長、副市長、教育長、再任用短時間職員は含まれておりません。



(3) 等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況（各年4月1日現在）

ア 行政職給料表

職務の級	基準となるべき職務	令和8年							令和7年	
		合計		内訳		職制上の段階			職員数計	
		人	%	職名	人	段階	人	%	人	%
1級	定型的な業務を行う職務	51	7.8	主事	36	主事級	51	7.8	58	8.8
				技師	5					
				保育士	9					
				保健師	1					
				計	51					
2級	主任の職務	60	9.2	主任	60	主任級	60	9.2	61	9.2
				計	60					
3級	主査の職務	202	30.9	主査	202	主査級	202	30.9	204	30.9
				計	202					
4級	係長の職務	161	24.7	係長	104	係長級	161	24.7	157	23.8
				上席主査	53					
				指導主事	2					
				主任主査	2					
				計	161					
5級	課長補佐の職務	111	17.0	課長補佐	66	課長補佐級	111	17.0	111	16.8
				副主幹	12					
				園長	8					
				副所長・副園長	6					
				次長	6					
				館長	3					
				副館長	5					
				地域支援監	5					
6級	2 課長の職務 3 委員会等の事務局の長の職務	53	8.1	課長	46	課長級	52	8.0	54	8.2
				事務局長	2					
				館長・所長	3					
				副館長	1					
				会計管理者	1	次				

						長級	1	0.1		
				計	53					
7級	1 部長及び総合支所長の職務 2 2 議会事務局の事務局長の職務	15	2.3	部長 総合支所長 議会事務局長 計	11 3 1 15	部長級	15	2.3	15	2.3
合計		653	100.0		653		653	100.0	660	100.0

イ 消防職給料表

職務の級	令和8年						令和7年	
	基準となるべき職務	合計		内訳		人	合計	
		人	%	職名			人	%
1級	消防士の職務	22	15.1	消防士 計	22 22		20	13.9
2級	消防副士長の職務	27	18.5	消防副士長 計	27 27		30	20.8
3級	消防士長の職務	31	21.2	消防士長 計	31 31		27	18.7
4級	消防司令補の職務	37	25.3	係長 主任 分遣所長 分遣所長代理 計	14 19 2 2 37		38	26.4
5級	消防司令の職務	23	15.8	課長補佐 副主幹 副署長 分署長 副分署長 計	7 8 4 2 2 23		23	16.0
6級	消防司令長の職務	5	3.4	次長 課長 署長 計	1 2 2 5		5	3.5
7級	消防監の職務	1	0.7	消防長 計	1 1		1	0.7
合計		146	100.0			146	144	100.0

ウ 労務職給料表

職務の級	令和8年						令和7年	
	基準となるべき職務	合計		内訳		人	合計	
		人	%	職名			人	%
1級	1 運転技師の職務 2 調理師の職務 3 技術員の職務 4 校務員の職務 5 園務員の職務 6 館務員の職務	4	6.5	校務員 計	4 4		6	9.2
2級	技能主任の職務	5	8.1	技能主任 計	5 5		4	6.2
3級	1 技能主査の職務 2 上席技能主任の職務	2	3.2	上席技能主任 計	2 2		2	3.1
4級	主任技能主査の職務	25	40.3	主任技能主査 計	25 25		26	40.0
5級	1 技能主幹の職務 2 技能副主幹の職務	26	41.9	技能副主幹 計	26 26		27	41.5
合計		62	100.0			62	65	100.0

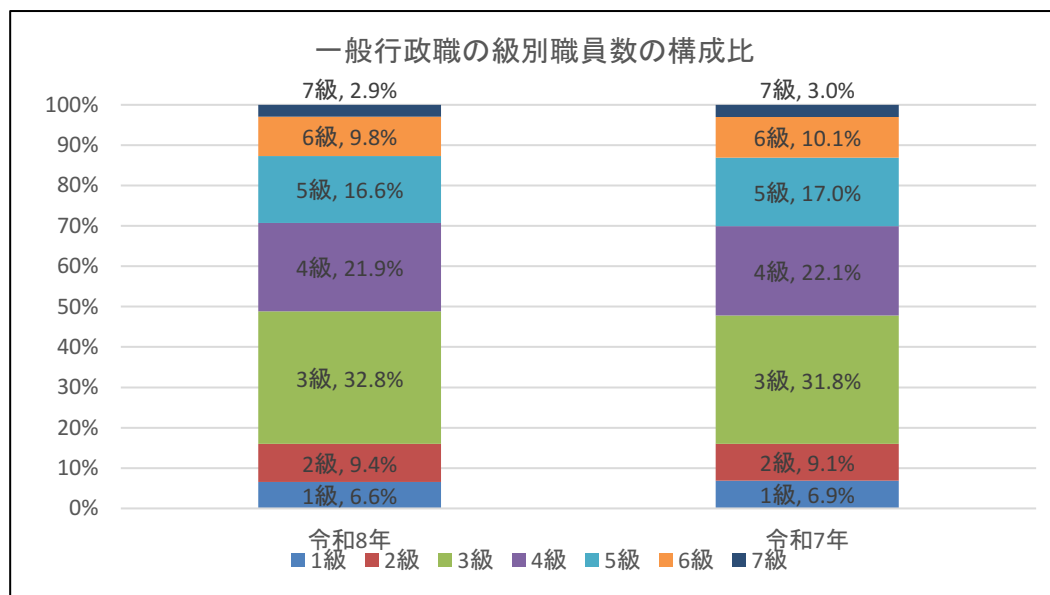
※本表（ア～ウ）の職員数には、市長、副市長、教育長、特定任期付職員、再任用短時間職員は含まれておりません。

(4) 一般行政職の級別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分	令和8年			令和7年	
	標準的な職務内容	職員数	構成比	職員数	構成比
1 級	主事、技師	32人	6.6%	34人	6.9%
2 級	主任	46人	9.4%	45人	9.1%
3 級	主査	160人	32.8%	157人	31.8%
4 級	係長、上席主査	107人	21.9%	109人	22.1%
5 級	課長補佐	81人	16.6%	84人	17.0%
6 級	課長	48人	9.8%	50人	10.1%
7 級	部長、総合支所長	14人	2.9%	15人	3.0%
合計		488人	100.0%	494人	100.0%

※一般行政職とは、「地方公務員給与実態調査」職種区分において、税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、技能労務職、教育職、特定任期付職員に該当しない職員です。

※ 再任用職員は除く。



(5) 採用試験の実施状況（令和7年度）

職種	申込者数計	第1次試験 受験者数	合格者数	倍率	採用者数	採用者 (うち女性)
一般事務職（大卒）	107	95	11	8.6	7	2
一般事務職（高卒）	33	27	4	6.8	3	2
一般事務職（障がい者）	1	1	0	—	—	—
建築技術職（大卒）	1	1	0	—	—	—
建築技術職（高卒）	0	—	—	—	—	—
土木技術職（大卒）	1	1	0	—	—	0
土木技術職（高卒）	3	3	1	3.0	0	0
保育士	6	5	1	5.0	1	1
消防職	28	25	6	4.2	6	0
一般事務職（社会人枠）	23	20	2	10.0	2	0
消防職（経験者枠）	0	—	—	—	—	—
一般事務職（行政実務経験者枠）	11	11	4	2.8	3	1
学校校務員	45	32	4	8.0	4	0
計	259	221	33		26	6

(6) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（各年度4月1日現在）

年度	全管理職数	男性管理職 職員数	男性管理職 登用率	女性管理職 職員数	女性管理職 登用率(%)
令和8年度	76人	61人	80.3%	15人	19.7%
令和7年度	80人	64人	80.0%	16人	20.0%
令和6年度	80人	63人	78.7%	17人	21.3%

【消防職を除いたもの】

年度	全管理職数 (消防職除く)	男性管理職 職員数	男性管理職 登用率	女性管理職 職員数	女性管理職 登用率(%)
令和8年度	68人	53人	77.9%	15人	22.1%
令和7年度	72人	56人	77.8%	16人	22.2%
令和6年度	72人	55人	76.4%	17人	23.6%

(7) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

ア 級別職員の状況（令和8年4月1日現在）

区分	行政職				労務職				消防職			
	男性	女性	計	女性の割合	男性	女性	計	女性の割合	男性	女性	計	女性の割合
1級	24人	27人	51人	52.9%	4人	0人	4人	0.0%	21人	1人	22人	4.5%
2級	27人	33人	60人	55.0%	3人	2人	5人	40.0%	24人	3人	27人	11.1%
3級	109人	93人	202人	46.0%	2人	0人	2人	0.0%	29人	2人	31人	6.5%
4級	76人	85人	161人	52.8%	9人	16人	25人	64.0%	36人	1人	37人	2.7%
5級	77人	34人	111人	30.6%	16人	10人	26人	38.5%	23人	0人	23人	0.0%
6級	41人	12人	53人	22.6%					5人	0人	5人	0.0%
7級	12人	3人	15人	20.0%					1人	0人	1人	0.0%
合計	366人	287人	653人	44.0%	34人	28人	62人	45.2%	139人	7人	146人	4.8%

※特定任期付職員・再任用短時間勤務職員を除く

イ 行政職の役職（職位）別職員の状況（令和8年4月1日現在）

役職（職位）	男性	女性	計	女性の割合
主事級	24人	27人	51人	52.9%
主任級	27人	33人	60人	55.0%
主査級	109人	93人	202人	46.0%
係長級	76人	85人	161人	52.8%
課長補佐級	77人	34人	111人	30.6%
課長級	40人	12人	52人	23.1%
次長級	1人	0人	1人	0.0%
部長級	12人	3人	15人	20.0%
計	366人	287人	653人	44.0%

※再任用短時間勤務職員を除く

(8) 派遣職員の状況（令和8年4月1日現在）

派遣先団体	派遣者数
経済産業省東北経済産業局	1人
国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所	1人
岩手県ふるさと振興部市町村課	1人
神奈川県平塚市	1人
岩手県後期高齢者医療広域連合	1人
岩手中部広域行政組合	2人
一般社団法人花巻観光協会	1人
計	8人

2 人事評価の状況

地方公務員法の改正により、平成28年度から人事評価制度が法律上の制度として導入されました。人事評価は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するため、公正かつ定期的に行わなければならないこととされています。

本市においても、「花巻市職員の人事評価実施規程」により、評価基準の明示や評価結果の本人への開示などの仕組みを導入し、評価の観点として「能力評価」と「業績評価」の両面から評価して、人事管理の基礎とすることを定めています。

取り組みの状況としては、公正な評価の確保のために評価者を対象とした定期的な研修を実施し、適正な評価に向けて取り組んでおります。

取り組みの状況としては、公正な評価の確保のために評価者を対象とした定期的な研修を実施し、適正な評価に向けて取り組んでおります。

対象職員		一般職の職員
対象期間		毎年4月1日から翌年3月31日まで
評価方法	能力評価	評価項目及び着眼点について、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価します。
	業績評価	職員があらかじめ設定した業務目標の達成度により、その業務上の業績を客観的に評価します。

3 給与の状況

(1) 人件費の状況（一般会計決算見込額）

区分	住民基本台帳人口 (R7年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
令和7年度	88,174人	62,405,907千円	1,461,004千円	9,333,216千円	15.0%
令和6年度	89,185人	60,608,980千円	1,813,817千円	9,060,112千円	14.9%
令和5年度	90,469人	60,848,968千円	1,712,856千円	8,588,391千円	14.1%

※人件費には、一般職と特別職の職員の給与、報酬のほか共済組合負担金、退職手当負担金、公務災害補償費等を含みます。

(2) 給与費の状況（令和8年度一般会計当初予算・一般職）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和8年度	862人	3,544,141千円	697,616千円	1,481,359千円	5,723,116千円	6,639千円
令和7年度	872人	3,523,228千円	705,440千円	1,448,446千円	5,677,114千円	6,510千円
令和6年度	882人	3,410,876千円	663,156千円	1,357,069千円	5,431,101千円	6,158千円

※給与費は当初予算に計上された額です。

※職員給与費には、給料及び扶養、通勤、住居等の諸手当を含み、退職手当負担金・児童手当は含みません。

(3) 職種別・学歴別初任給及び経験年数別平均給料月額状況（令和8年4月1日現在）

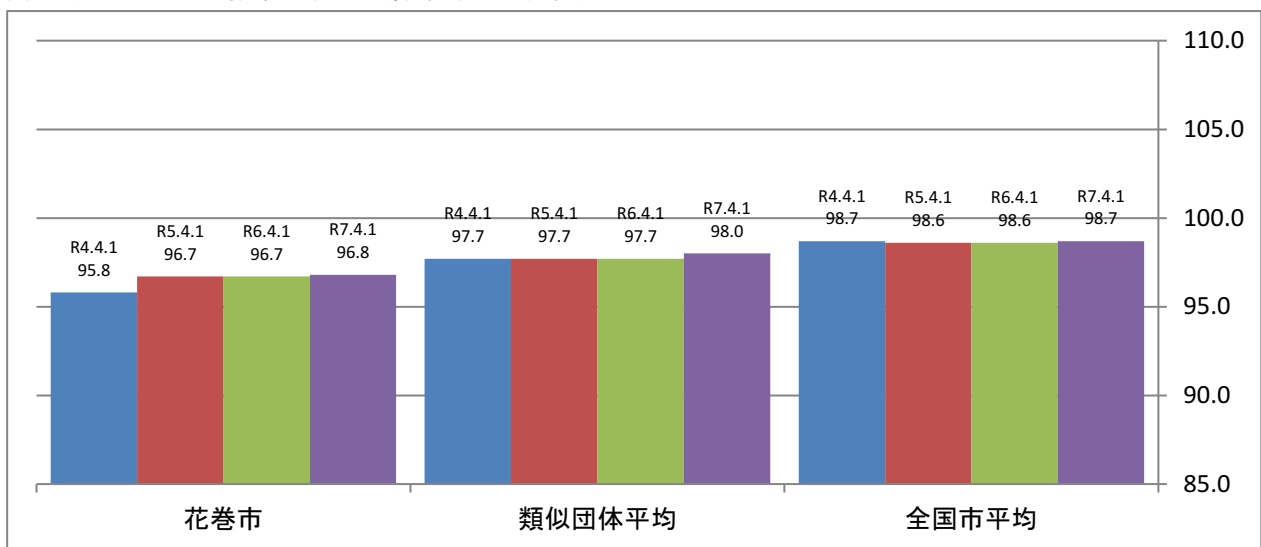
区分				花巻市	国
一般行政職	大学卒	初任給		239,300円	232,000円
		採用2年経過後の給料額		247,600円	—
		経験年数	7年以上10年未満	280,900円	—
			10年以上15年未満	297,700円	—
			15年以上20年未満	323,200円	—
	高校卒	初任給		208,000円	200,300円
		採用2年経過後の給料額		220,800円	—
		経験年数	7年以上10年未満	250,300円	—
			10年以上15年未満	268,800円	—
15年以上20年未満	300,100円		—		

技能 労務職	高校卒	初任給		206,300円
		採用2年経過後の給料額		218,700円
		経験 年数	7年以上10年未満	—
			10年以上15年未満	—
			15年以上20年未満	265,500円
消防 職	大学卒	初任給		267,400円
		採用2年経過後の給料額		278,400円
	高校卒	初任給		236,600円
		採用2年経過後の給料額		254,100円

(4) 平均給料月額と平均年齢の状況（令和8年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
花巻市	43.3歳	342,300円	53.4歳	313,300円
(参考) (国、岩手県及び類似団体の平均給料月額は、令和7年4月1日現在)				
岩手県	42.4歳	331,300円	51.4歳	303,400円
国	41.9歳	332,237円	51.3歳	294,567円
類似団体	42.8歳	329,201円	53.8歳	316,715円

(5) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(6) 主な職員手当の状況

ア 扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当及び寒冷地手当等（令和8年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 （7年度決算見込）	支給職員1人当たり平均支給年額 （7年度決算見込）
扶養手当	子13,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算額1人につき、5,000円 父母等の扶養親族1人あたり6,500円	同	94,899千円	261,432円
住居手当	借家 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 単身赴任手当受給者の留守家族が借家に居住する場合 職員本人が居住する場合の手当額の2分の1	同	55,419千円	290,153円
通勤手当	①電車・バスを利用する場合 運賃等相当額に応じて75,000円を上限として支給 ②乗用車などを使用する場合 使用距離等に応じて2,100円から49,300円までの範囲で支給 ③異動により特急・高速道路などを利用することが必要になった場合 負担している特急・高速道路料金などの額の2分の1（20,000円を限度）を加算	同	56,649千円	84,301円
単身赴任手当	勤務所を異にする異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することとなった職員等で、異動前の住居から勤務所までの距離が原則60キロメートル以上の職員に対して、距離に応じて、月額30,000円～100,000円の範囲で定額支給	同	190千円	190,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、指定する職にある職員に対して43,100円から70,800円までの範囲で定額支給	同	50,926千円	652,903円
寒冷地手当	基準日（11月から3月までの各月の初日）に在職する職員に支給 11月から3月までの間において、月額8,200円から、19,800円までの範囲で定額支給	同	60,014千円	69,623円
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日又は休日等（以下「週休日等」）に勤務した場合に支給（勤務1回あたり8,000円以内） 週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間であって正規の勤務時間以外に勤務した場合に支給（勤務1回あたり4,000円以内）	同	487千円	
夜間勤務手当	正規の勤務時間（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務することを命ぜられ勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25割を乗じて得た金額を支給	同	14,208千円	
休日勤務手当	祝日法による土日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの支給額に135/100から160/100までの範囲の割合に乗じて得た額を支給	同	46,355千円	

イ 地域手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算見込）			471千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算見込）			235,629円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
神奈川県平塚市	12%	1人	12%
宮城県仙台市	8%	1人	8%

ウ 時間外勤務等手当（令和8年4月1日現在）

区分	令和7年度決算見込	令和6年度
支給総額	362,619千円	351,526千円
職員1人当たり支給年額	457,275円	433,983円
1人当たりの月平均時間外勤務等時間	13.7時間	13.4時間

※時間外勤務手当と休日勤務手当を合算したものです。

エ 特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算見込）			15,791千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算見込）			107,416円
職員全体に占める手当支給職員の割合			16.9%
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1) 税務職員手当	市税の徴収に関する業務に従事する職員	滞納処分	1件当たり390円～440円
2) 防疫作業手当	感染症等の防疫に従事する職員	感染疾病者等輸送、汚染物件の消毒	1日当たり440円
3) 清掃作業手当	不快な業務に従事する職員	犬猫等死体処理	1回当たり220円
4) 行路死病人等取扱手当	社会福祉事務に従事する職員	行路病死人の取扱業務	1回当たり1,760円～3,300円
5) 除雪作業手当	除雪作業に従事する職員	除雪車による除雪作業、除雪車誘導	1日当たり330円
6) 用地交渉手当	土地の取得、損失の保障交渉に従事する職員	現地での土地取得又は損失の交渉	1日当たり330円
7) 救急業務手当	消防組織法第12条に規定する消防職員	救急患者救助、医療機関への搬送	1回当たり240円～700円
8) 夜間特殊業務手当	消防組織法第12条に規定する消防職員	夜間勤務	1回当たり410円～1,100円
9) 出動手当	消防組織法第12条に規定する消防職員	火災、災害、救助のための現場出勤	1回当たり240円
10) 緊急消防援助隊等派遣手当	緊急消防援助隊等として消防活動に従事した消防職員	緊急消防援助隊等として派遣された消防活動	1日当たり1,080円～2,160円
11) 災害応急作業等手当	重大な災害が発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等に従事する職員	重大な災害の際に行う巡回監視業務及び災害発生箇所で行う応急作業	1日当たり710円～1,080円
12) 危険鳥獣捕獲等手当	危険鳥獣の捕獲等をするために従事した職員	危険鳥獣の捕獲等をするための作業	1回当たり380円～40,000円

オ 期末・勤勉手当の状況（令和8年4月1日現在）

区分	6月期	12月期	計	1人当たり平均支給年額 (令和7年度決算見込)
期末手当	1.2625月分	1.2625月分	2.525月分	
勤勉手当	1.0625月分	1.0625月分	2.125月分	
				1,662,849円
加算措置の状況（職務の級等による加算措置）			※一般行政職の加算率	
			3級	5.0%
			4,5級	10.0%
			6,7級	15.0%

カ 退職手当の状況（令和8年4月1日現在）

退職手当の額は、退職したときの給料月額にこの表に示すような支給率を乗じて得た額となります。
この支給率は国と同じです。

区分		花巻市	国
自己都合	勤続20年	19.6695月分	19.6695月分
	勤続25年	28.0395月分	28.0395月分
	勤続35年	39.7575月分	39.7575月分
	最高限度	47.709月分	47.709月分
応募・定年	勤続20年	24.586875月分	24.586875月分
	勤続25年	33.27075月分	33.27075月分
	勤続35年	47.709月分	47.709月分
	最高限度	47.709月分	47.709月分
一般職員の退職手当の1人当たり平均支給額 (令和7年度)			11,167千円

(7) 特別職の報酬などの状況

特別職の職員のうち、市長、副市長、教育長あるいは市議会議員の報酬などです。

○特別職の報酬など（令和8年4月1日現在）

区分	報酬等月額	期末手当		
市長	826,000円	6月期	1.750	月分
副市長	677,000円	12月期	1.750	月分
教育長	578,000円	計	3.500	月分
議長	431,000円	6月期	1.750	月分
副議員	369,000円	12月期	1.750	月分
議員	339,000円	計	3.500	月分

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めています。その概要は、次のとおりです。

(1) 勤務時間の状況

勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分、1週間について38時間45分です（日曜日及び土曜日は週休日）。

一般的な職員の勤務時間は、各任命権者の定める規程等により、午前8時30分から午後5時15分までとしています。

また、交代制勤務職員等、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい職員の勤務時間は、別に定めています。

なお、子育て、介護又は通勤等の事情に応じ、始業時刻及び終業時刻について、1時間を上限に30分単位で繰り上げ又は繰り下げる時差出勤を実施しています。

(2) 休憩時間の状況

一般的な職員の休憩時間は、正午から午後1時までの60分としています。

(3) 週休日・休日の状況

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」といいます。）に規定する休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。））をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要のある職員については週休日を別に定めています。

(4) 休暇の状況

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を限らず毎年付与される年次休暇、負傷や疾病のため療養を必要とする場合に認められる病気休暇、特定の事由に基づいて認められる特別休暇があります。特別休暇が認められる事由は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等の24項目を定めています。

また、無給休暇として、職員が配偶者、父母、子などを介護する場合に認められる介護休暇及び介護時間があります。

(5) 一般職員の年次有給休暇の使用状況（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

対象期間	総付与日数	総使用日数	対象職員数	平均使用日数	消化率
	(a)	(b)	(c)	(b) / (c)	(b) / (a)
R7. 1. 1～R7. 12. 31	18,680日	6,268日	492人	12.7日	33.6%
R6. 1. 1～R6. 12. 31	19,397日	6,933日	507人	13.7日	35.7%
R5. 1. 1～R5. 12. 31	19,032日	6,631日	496人	13.4日	34.8%

※総付与日数には、前年からの繰越を含んでいます。

※対象職員は、市長部局（交代制勤務の除く）で、当該期間の採用者及び退職者並びに休職者及び育児休業者等を除いています。

(6) 特別休暇の導入状況（主な特別休暇と付与日数）（令和7年度）

内容	休暇の期間
骨髓提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5日の範囲内の期間
結婚休暇	連続する7日の範囲内の期間
産前休暇	6週間（母性保護のために必要がある場合は8週間、多胎妊娠の場合14週間）以内に出産する予定である女性職員が請求した場合、出産の日までの請求した期間
産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
生後1年に達しない子を育てる職員のその子の保育のための時間（保育時間）	1日2回それぞれ1時間の期間
養育する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、配偶者、父母、配偶者の父母を看護等するための休暇（子等の看護等休暇）	1年に5日（養育する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間
日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合（短期介護休暇）	1年に5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間
職員の妻の出産に伴い入院等の付添い等をする場合	3日の範囲内の期間
職員の妻の産前・産後期間中において、育児参加をする場合	5日の範囲内の期間
職員の親族が死亡した場合	親族により1日～10日以内
夏季休暇	原則として連続する5日の範囲内の期間
不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合（不妊治療休暇）	1年に5日（市長が定める不妊治療に係るものである場合は10日）の範囲内の期間

(7) 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の利用状況（令和7年度）

育児休業は最大で3年間取得可能です。また、子を養育するための継続的な勤務を促進し、職員の福祉と公務の円滑な遂行を確保するための制度として部分休業の制度を設けており、1日2時間又は年10日の範囲内で部分休業を取得することが可能です。

また、配偶者等の就業や育児休業等の状況にかかわらず、小学校就学前の子を養育する場合、4つの形態（1週19時間35分～24時間35分）により短時間勤務を行うことが可能です。

ア 育児休業の承認期間（令和7年度中に新たに取得した職員に限る。）

期間	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え 3年以下	計
男性職員	22人	1人	0人	0人	0人	0人	23人
女性職員	1人	7人	0人	0人	1人	0人	9人
計	23人	8人	0人	0人	1人	0人	32人

イ 部分休業の承認期間（令和7年度中に新たに取得した職員に限る。）

期間	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	計
男性職員	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
女性職員	5人	0人	0人	0人	0人	0人	5人
計	5人	0人	0人	0人	0人	0人	5人

ウ 育児短時間勤務の承認期間（令和7年度中に新たに取得した職員に限る。）

期間	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	計
男性職員	0人	0人	0人	0人	0人
女性職員	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人

(8) 介護休暇及び部分休暇の取得状況（令和7年度）

配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために、通算6月まで3回を上限として介護休暇を分割して取得することができます。

また、介護のための所定労働時間の短縮措置として部分休暇の制度を設けており、1日2時間の範囲内で部分休暇を取得することが可能です。

ア 介護休暇の取得状況（令和7年度中に新たに取得した職員に限る。）

要介護者の続柄	配偶者	父母	子	その他	計
取得職員数	0人	1人	1人	0人	2人

期間	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え 6月以下	計
男性職員	1人	0人	0人	0人	0人	0人	1人
女性職員	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人
計	1人	1人	0人	0人	0人	0人	2人

イ 介護部分休暇の取得状況（令和7年度中に新たに取得した職員に限る。）

要介護者の続柄	配偶者	父母	子	その他	計
取得職員数	0人	0人	0人	0人	0人

期間	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	計
男性職員	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
女性職員	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(9) 自己啓発等休業及び修業部分休業の取得状況

自己啓発を自発的・積極的に行う職員を支援するため、大学等における修学や国際貢献活動を希望する常勤の職員に対し、職員の身分を保有したまま職務に従事しないことを認める制度です。

国内外の大学、大学院等を履修する場合2年、独立行政法人国際協力機構（JICA）が行う開発途上地域での奉仕活動への参加の場合は3年を限度に休業の取得が可能です。なお、休業期間中の給与は支給されません。

自己啓発休業及び修業部分休業の取得状況（令和7年度）

期間	自己啓発等休業	修業部分休業
取得職員数	0人	0人

(10) 配偶者同行休業の取得状況

配偶者同行休業は、公務において活躍することが期待される有為な地方公務員の継続的な勤務を促進することを目的として設けた制度です。

職員の配偶者が外国で勤務等することとなり職員がそれに同行する場合、3年を限度に休業の取得が可能です。なお、休業期間中の給与は支給されません。

配偶者同行休業の取得状況（令和7年度）

期間	配偶者同行休業
取得職員数	0人

5 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限制度の概要及び処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性及び安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されています。

任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その職に必要な適格性を欠く場合等であり、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等です。

ア 令和7年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

処分事由	免職	休職	降任	降給	計
勤務実績が良くない場合					0人
心身の故障の場合		35人			35人
職に必要な適格性を欠く場合					0人
職制、定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合					0人
刑事事件に関し起訴された場合					0人
条例で定める事由による場合					0人
計	0人	35人	0人	0人	35人

※同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

イ 休職状態にある者の数（令和7年度）

処分事由	実休職者数
心身の故障の場合	11人
刑事事件に関し起訴された場合	
条例で定める事由による場合	
計	11人

※上記アの実休職者数です。

(2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

任命権者は、①地方公務員法（昭和25年法律第261号）等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるとされています。

令和7年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分の具体的事由	免職	停職	減給	戒告	計
給与・任用に関する不正					0人
一般服務違反等関係				4人	4人
公務外非行関係		1人			1人
収賄等関係					0人
道路交通法違反				5人	5人
監督責任					0人
計	0人	1人	0人	9人	10人

※同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

(3) 刑事処分者数

事件の種類	懲役	禁錮	罰金	科料	計
収賄による場合					0人
横領による場合					0人
傷害・暴行による場合					0人
公職選挙法違反による場合					0人
道路交通法違反による場合					0人
その他					0人
計	0人	0人	0人	0人	0人

6 サービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法等によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限等、民間企業の勤労者とは異なるサービス上の強い制約が課されています。

これらのサービス規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、5(2)のとおりです。

本市においては、花巻市職員倫理規程（平成25年5月2日花巻市訓令第8号）を制定し、職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動基準を規定するとともに、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与の禁止及び制限等に関して規定しています。

また、所属長による職員に対してコンプライアンスに関する訓示や、職員を対象とした公務員倫理研修を開催する等、コンプライアンス推進体制の構築に向けた取組を行っています。

7 退職管理の状況

平成28年4月1日に地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体は、退職管理の適正を確保するための所要の措置を講ずることとされたことから、市では、地方公務員法に定めるもののほか、「花巻市職員の退職管理に関する条例」及び「花巻市職員の退職管理に関する規則」を制定し、新たな退職管理制度を実施しております。

当該条例等に基づき、元職員による働きかけ規制や退職者の再就職状況の公表等、制度の適正な運用に努めています。

○退職者の再就職状況の概要

	区分	対象者	再就職の届出があった者
令和7年度 退職者・再任用任期满了者	課長職以上の職にあった職員	7人	1人
令和6年度 退職者・再任用任期满了者		11人	0人
令和5年度 退職者・再任用任期满了者		13人	6人
令和4年度 退職者・再任用任期满了者		9人	2人

8 研修の状況

研修の実施状況（令和7年度）

研修区分	研修の概要	研修数	修了者数
基本研修 (階層別研修)	新規採用職員研修、一般職員研修、監督者級研修、管理者級研修等	12	184人
特別研修	コンプライアンス研修、安全運転研修、メンタルヘルス研修等	27	1,149人
専門研修	税務事務研修、財産管理事務研修、市町村アカデミー等	26	42人
	各課専門研修受講	80	175人
派遣研修	国等への長期派遣研修	5	5人
計		150	1,555人

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の状況

地方公務員法は、職員の福利厚生を図る制度として、共済制度（地方公務員法第43条）、厚生制度（地方公務員法第42条）を定めております。

ア 共済制度

職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、岩手県市町村職員共済組合が行っています。その費用は職員の掛金と市の負担金で賄われおり、その内容は、短期給付事業（健康保険関係）、長期給付事業（年金保険関係）及び福利事業（健康診査事業など）です。

イ 厚生制度

職員の厚生制度は、地方公務員法において職員の福利厚生について計画し、実施することが義務付けられていることから、一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構において、職員の保健、元氣回復のほか厚生に関する事業を行っております。その費用は職員の掛金と市の補助金で賄われております。

令和7年度実績		
花巻市会員数	1,416人	A
福利機構公費負担額	15,365千円	B
会員掛金総額	23,564千円	C
公費負担率	39.5%	B/(B+C)
1人当たり公費補助金額	10.9	B/A

職員の福利厚生の増進を図る目的に、花巻市職員が会員となり花巻市職員共済会を組織しております。なお、職員の会費のみで運営されており、公費負担はありません。

(2) 安全衛生管理の状況

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び花巻市職員安全衛生管理規程等に基づき、衛生委員会の設置並びに産業医、衛生管理者及び安全衛生推進者の選任等を行っています。

(3) 公務災害補償の状況

職員が公務上の災害（負傷、疾病、障がい又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とします。

補償の種類には、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償などがあります。

区分	公務災害					通勤災害
	行政職	技能労務職	消防職	会計年度任用職員	計	
令和7年度 認定件数	2件	4件	0件	7件	13件	0件
令和6年度 認定件数	1件	2件	1件	6件	10件	0件
令和5年度 認定件数	1件	0件	1件	6件	8件	5件

(4) 職員の健康管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に定期健康診断や、特定の業務に従事する職員を対象に特別健康診断等を実施しています。

○職員の定期健康診断の状況（令和7年度）

区分	対象職員数	受診者数	受診率
令和7年度	888人	881人	99.2%
令和6年度	908人	895人	98.6%
令和5年度	922人	906人	98.3%

○職員の特別健康診断の状況（令和7年度）

区分	運転業務			深夜業務			騒音業務		
	対象職員数	受診者数	受診率	対象職員数	受診者数	受診率	対象職員数	受診者数	受診率
令和7年度	21人	21人	100.0%	113人	113人	100.0%	19人	19人	100.0%
令和6年度	22人	22人	100.0%	118人	118人	100.0%	14人	14人	100.0%
令和5年度	20人	20人	100.0%	121人	121人	100.0%	14人	14人	100.0%

(5) 勤務条件に関する措置の要求

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する審査請求制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、地方公務員法第46条の規定により、職員が給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会の事務を委託している岩手県人事委員会に対して、市当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度です。

令和6年度中 要求件数	令和7年度中 要求件数	令和7年度中処理件数		令和7年度末 係属件数
		却下	判定	
-	-	-	-	-

(6) 不利益処分に関する審査請求の状況

不利益処分に対する審査請求制度は、地方公務員法第49条の2の規定により、任命権者によって懲戒処分、分限処分など不利益な処分を受けた職員が、公平委員会の事務を委託している岩手県人事委員会に対して審査請求を行うことを認める制度です。

令和6年度末 係属件数	令和7年度中 要求件数	令和7年度中処理件数		令和7年度末 係属件数
		却下	判定	
-	-	-	-	-